長起第３８５３号‐１

令和６年３月１８日

　居宅介護支援事業所

地域包括支援センター　管理者　様

米子市福祉保険部長寿社会課長

（公　 印　 省　 略）

令和６年４月以降の介護予防支援の指定について（ご案内）

　日頃より、本市介護保険行政の円滑な実施に御協力いただき、ありがとうございます。

　さて、介護保険法改正により、令和６年４月から指定居宅介護支援事業所が市町村から指定を受けて介護予防支援事業を実施することができるようになります。

　つきましては、別紙のとおり介護予防支援の指定及び実施について通知いたしますので、ご参照の上、適正な事業実施にご理解とご協力をいただきますようよろしくお願いします。

記

別紙内容

１　指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について

２　指定に係るスケジュール等について

問い合わせ先

米子市長寿社会課

介護保険第二担当　秦・荒松

TEL　0859-23-5156

メール　choju@city.yonago.lg.jp

**１　指定居宅介護支援事業所による介護予防支援について**

別紙

・指定を受けて実施できるのは介護予防支援のみです。介護予防ケアマネジメントは実施できません。

・令和６年４月以降も、地域包括支援センターから委託を受けて介護予防支援及び介護予防ケアマネジメントを実施することが可能です。

・介護予防支援サービスの提供開始には利用者との契約及び、市への介護予防サービス計画作成依頼届出書の提出が必要になります。

**２　指定に係るスケジュール等について**

・介護予防支援の指定を受けるには、介護保険法第１１５条の２２第４項の規定により、指定権者が、介護保険の被保険者その他の関係者から事前に意見を聴取する必要があります。米子市では介護サービスの指定に関する検討を行う委員会を設置しており（以下、委員会）その委員会にて意見聴取を行うこととなりました。

指定を希望される場合は、まず「介護予防支援事前確認届出書」を提出してください。（米子市長寿社会課ホームページよりダウンロードできます。）

**・急ぎ指定を希望される場合は、３月２９日（金）までに「介護予防支援事前確認届出書」を提出してください。３月に届出られた事業者については、４月中に委員会を市が開催し、それらを踏まえ、５月１日（水）指定日で指定を行う予定です。**

・以降の指定日については、委員会の開催スケジュールにより変動します。指定までに時間を要しますので、あらかじめご了承ください。

当面のスケジュール

３月２９日（金）　　「介護予防支援事前確認届出書」　提出〆切

４月５日（金）　　　指定申請書一式　提出〆切

４月中　　　　　　　意見聴取の委員会の開催（予定）

５月１日（水）　　　指定日（予定）

※委員会の開催の都合により変動する可能性があります。

以降　　　　　　　指定の希望があれば「介護予防支援事前確認届出書」を随時提出

　　　　　　　　　　委員会の開催（不定期）後の直近の月の１日を指定日とする

【留意点】

指定効力の範囲は指定した市町村に限定されます。例えば、米子市からのみ指定を受けている場合、他市町村の被保険者を担当することはできません。他市町村の被保険者を担当する場合、当該市町村の指定も別途必要になりますので、他市町村の指定に係るスケジュール等を確認していただくようお願いします。